三・四　［略］

2　法第三十五条の三の二第一項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、支払分の支払の方法が、支払の間隔については第三十六条第二項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。この場合において、同項中「包括信用購入あつせん関係受領契約」とあるのは、「個別信用購入あつせん関係受領契約」と読み替えるものとする。

第七十条　法第三十五条の三の二第二項の規定により、個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件又は役務を提供する場合の提供条件について広告するときは、同条第一項各号の事項について次の各号に定めるところにより表示しなければならない。ただし、同条第一項第四号の事項にあつては、個別信用購入あつせんの手数料が二千五百円未満のときは、表示しないことができる。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二・三　［略］

（個別支払可能見込額の調査等）

第七十一条　法第三十五条の三の三第一項本文の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　［略］

二　預貯金（購入者等の利益の保護を図るため個別支払可能見込額の算定に必要な場合に限る。）

三～五　［略］

六　前各号に掲げるもののほか、個別支払可能見込額の算定に必要な事項であつて客観的に判断することができるもの

申込金	購入者等が個別信用購入あつせん関係販売等契約の予約を目的として個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に支払う金額であつて、契約が締結された場合には頭金に充当され、契約が締結されなかつた場合には返還されるもの
支払期間	個別信用購入あつせん関係受領契約が締結された時から当該契約に基づく支払分の支払が完了する時までの期間
支払回数 分割回数	個別信用購入あつせんに係る頭金を除いた商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払回数
個別信用購入あつせんの手数料 分割払手数料	金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず個別信用購入あつせんに係る手数料として個別信用購入あつせん業者が購入者等に対し支払わせるものの総額（登記等手数料を個別信用購入あつせんの手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額）
実質年率	次項の規定により算定した個別信用購入あつせんの手数料の料率
支払分 分割支払額 分割支払金	個別信用購入あつせんに係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価（個別信用購入あつせんの手数料を含む。）の支払金額

三・四　［略］

2　法第三十五条の三の二第一項第四号の経済産業省令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、支払分の支払の方法が、支払の間隔については第三十六条第二項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。この場合において、同項中「包括信用購入あつせん関係受領契約」とあるのは、「個別信用購入あつせん関係受領契約」と読み替えるものとする。

第七十条　法第三十五条の三の二第二項の規定により、個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件又は役務を提供する場合の提供条件について広告するときは、同条第一項各号の事項について次の各号に定めるところにより表示しなければならない。ただし、同条第一項第四号の事項にあつては、個別信用購入あつせんの手数料が二千五百円未満のときは、表示しないことができる。

一　前条第一項第二号の表の上欄に掲げる用語をそれぞれ同表の下欄に掲げる定義により用いること。

二・三　［略］

（個別支払可能見込額の調査等）

第七十一条　法第三十五条の三の三第一項本文の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　［略］

二　預貯金

三～五　［略］

六　前各号に掲げるもののほか、個別支払可能見込額の算定に影響を与える事項であつて客観的に判断することができるもの